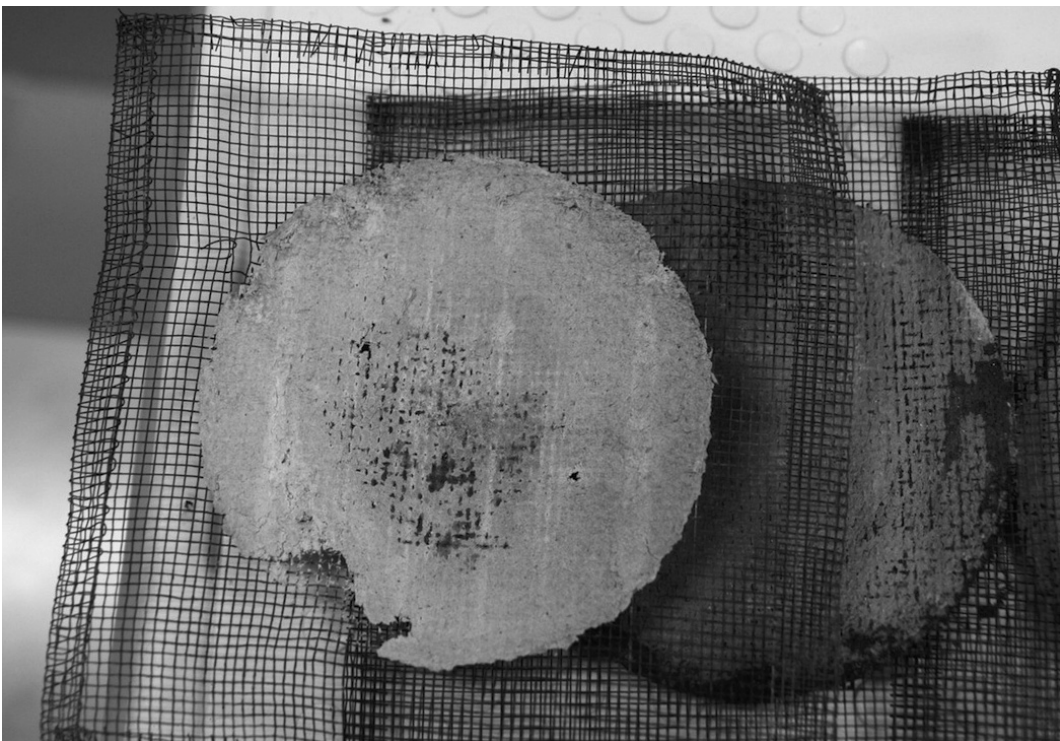


# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2012. 2.10発行〈通巻第420号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- アスベストは飛んでいた！石綿付金網からの飛散を実証  
府立高校化学教師Hさんの中皮腫 ..... 2
- 全国一斉メンタル労災・いじめ対策無料電話相談のお知らせ ..... 10
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その20 古川和子 ..... 11
- 精神障害の認定基準が大改定 時間外労働の基準を示す！ ..... 13
- 韓国からのニュース ..... 17

# アスベストは飛んでいた！ 石綿付金網からの飛散を実証

## 府立高校化学教師Hさん中皮腫 公務外認定処分取消審査請求で

安全センター事務局

大阪の府立高校に32年間、化学教師として勤務し、2007年1月に胸膜中皮腫で亡くなったHさんの妻S子さんが、地方公務員災害補償基金大阪府支部（以下、支部）に公務災害として認定申請したところ公務外とされ、支部審査会に審査請求していた件で12月5日、審査会が開かれ、S子さんとともに代理人として口頭意見陳述を行った。

今回、問題となったのは、化学実験で使用した石綿付金網の使用に伴っての石綿ばく露がどの程度あり得るのかということだったため、Hさんの元同僚Sさんの聴取書を提出、加えて、東京労働安全衛生センター・外山尚紀氏に意見書を依頼したところ、行われた再現実験で石綿付金網から相当な石綿飛散があることが実証された。

意見陳述に際して、Sさん聴取書と外山尚紀氏意見書を提出、外山氏による実験状況を撮影したビデオを上映し、意見書の詳細を引用して陳述した。

S子さんの意見陳述と合わせて、「化学実験による石綿ばく露は認定基準上の曝露作

業にあらず、公務外」と決めつけた地公災基金の判断の誤りは明白になったと考えている。

支部審査会の裁決が注目される。

### 根拠なく、ばく露否定

Hさんは、1975年4月から胸膜中皮腫で死亡した2007年1月まで大阪府立高校で化学教師として勤務した。

その間、A高校：3年間、B高校：6年間、C高校：13年間、D高校：8年間、E高校：2年間と転勤している。

化学実験では石綿付金網を常用し、C高校在職中の1996年まで石綿付金網を使用していたとみられるので、就労開始から計算すると、約21年間、石綿付金網を使用した化学実験を授業と予備実験で使用していたことになる。

原処分段階（支部段階）では、最も長く在職したC高校などから石綿付金網の使用歴をはじめとする曝露関連情報が支部に比較



的多くあげられたが、支部は公務外認定を下した。

実験の一部にアスベスト糸を用いたり(炎色反応実験)、アスベストボードを利用したりした経験があったが、最も接触があったと考えられたのは「石綿付金網」だったが、石綿付金網の使用については、

「石綿付き金網は金網に石綿が固定されて付着しているものであり、金網からアスベストが剥離してくるのは、数年経過したものなど、ごく限られた状態のものであると考えられる。」

「本人の職務従事環境で石綿が飛散する状況は明らかではなく、飛散があったとしても限定的であったと考えられ、本人が公務において、石綿労災基準に定めるものと同程度の石綿ばく露の状況があったと評価することはできず…」

といった見解に基づいて、支部は、認定基準上の石綿ばく露作業とはいえないと判断した(審査請求時に支部から提出された弁明書による)。

「金網からアスベストが剥離してくるのは、数年経過したものなど、ごく限られた状態のものである」

本当にそうだろうか？ずっともろかった憶えがある、というのが大方の実感ではないだろうか。

支部の弁明書に記載されたこの「見解」を裏付けるデータは何も記載されていないので、支部つまりは地公災基金本部の机上の「見解」に過ぎないのではないか(実際、石綿事案はすべて本部が判断している)。

実はこの見解には確たる根拠がないので

はないか？

この疑問に答えるために、実際にどうなのかを専門家に調査してもらうことにし、外山尚紀氏に調査・検討を依頼することになったのだった。

### これはまずいぞ

結論は、石綿付金網からは石綿が相当飛散する、というものだった。

石綿付金網の取扱いによって、どの程度石綿が飛散するかを示したデータはなかったが、とうの昔に学校現場では石綿付金網は撤去されていたし、クボタショック後には、保管されていた石綿付金網はほとんど廃棄されてしまっていた。

外山氏の実験結果は、これらの措置が、正しかったことを実証する結果となった。

ガスバーナーを使用した実験でも有意の飛散が確認されたということは、バーナーの加熱実験のときは、教室にどんどん石綿が飛んでいたということになるわけで、これは、相当まずいことをやっていたということになる。

Hさんの中皮腫が、公務上であることは明白となった。

とりあえず、外山氏の意見書をじっくり読んでいただきたい。



地方公務員災害補償基金  
大阪府支部審査会 御中

2011年12月5日

H氏に対する公務外認定処分に  
関する意見書

特定非営利活動法人  
東京労働安全衛生センター  
労働衛生コンサルタント 外山尚紀

当職は標記処分についてH氏より依頼を受け、故H氏（以下本人という）の石綿曝露量を推定し、職業的な石綿曝露の有無について以下のとおり判断し、意見を述べます。

### 1. 石綿曝露の可能性

本人は昭和50年4月より平成18年10月までの31年間高等学校の化学教諭として勤務していました。授業が行われていた当時の化学実験室では石綿付金網を実験に使用する機会が多く、直接手にして使用することから、曝露の可能性があると考えられます。そのため本意見書では石綿付金網の使用による石綿曝露量を推定します。

### 2. 使用した石綿金網とその状態

当職が勤務する特定非営利活動法人東京労働安全衛生センターは平成16年から東京労働安全衛生センターに作業環境測定機関として登録しており、化学分析等を実施してきました。備品は関係する諸機関から寄付を受けており、石綿付金網は財団法人日本予防医学協会より寄贈されたもの11枚を木箱に入った状態で保管していました。これらは少なくとも平

成16年以降は使用されていません。これらの石綿付金網を使用して飛散実験等を実施しました。

11枚のうち1枚は金網の錆により中央部分が分離していました（写真1）。その他の10枚のうち3枚は石綿部分が一部脱落して金網が露出しており（写真2）、それ以外には大きな脱落は観られませんでしたが全体に劣化した感じがあります（写真3）。

肉眼での観察では、石綿付金網の石綿部分周辺の金網は熱による変色が観られ、最も劣化したものは錆により中央部分が脱落していました（写真4）。石綿含有部分は粉っぽい感じがあり、よく観ると表面全体に繊維が飛び出していました。

10-40倍のズーム実体顕微鏡観察では、比較的劣化していない石綿付金網の表面でもクリソタイルと思われる微細な繊維が表面に露出している状態が観察されました（写真5）。脱落のある石綿付金網の脱落部分との境界は石綿と思われる繊維が多く露出している状態でした（写真6）。ドラフトチャンバー内で観察したが、ドラフトチャンバーの0.7m/sec程度の風速でも繊維が揺れるのが観られました。ピンセットで触ると、容易に石綿部分は貫通し繊維を取り出すことができました。視覚的な観察とピンセットの感触では、明らかに石綿含有スレート材などの成形板よりも脆く、劣化した石綿



写真1：中央部分が分離した石綿付金網

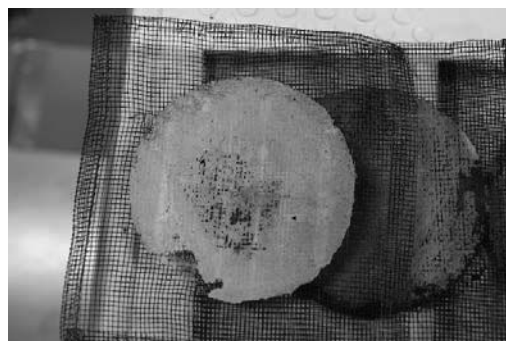


写真2：石綿部分が一部脱落した石綿付金網

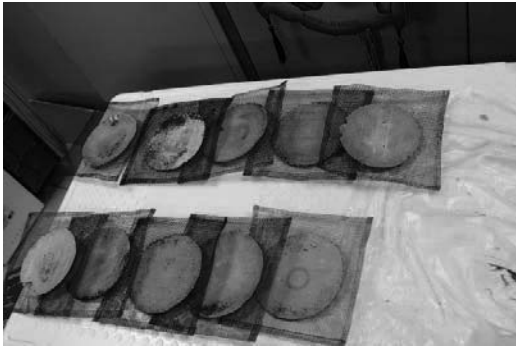


写真3：使用した石綿付金網

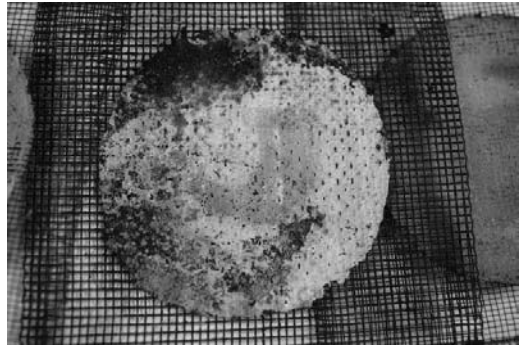


写真4：中央の石綿部分が剥がれている石綿付金



写真5：実体顕微鏡画像（約20倍）

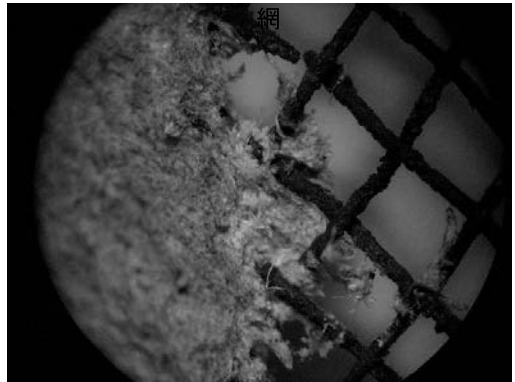


写真6：実体顕微鏡画像（約20倍）



写真7：偏光顕微鏡画像（100倍）

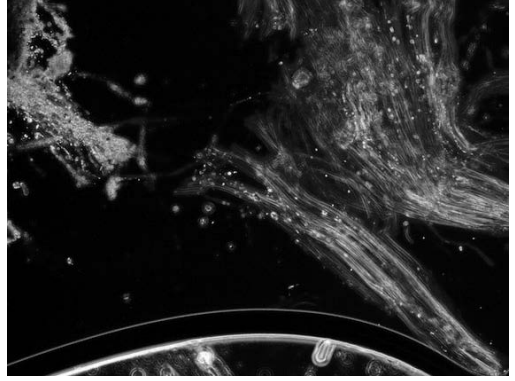


写真8：分散染色法顕微鏡画像（100倍）

含有煙突断熱材または吹付け石綿に近いと思われま。実体顕微鏡による観察では金網を除く石綿部分の石綿含有率は20-50%と思われま。

取り出された繊維を偏光顕微鏡により観察しました。石綿に特有の石綿様形態 (Asbestiform) が観察され (写真7)、分散染

色法により繊維の屈折率は $\alpha$ : 1.545、 $\gamma$ : 1.550と確認され (写真8)、石綿金網中のこれらの繊維はクリソタイルと確認されました。

石綿付金網は木の箱に入れて保管していましたが、箱の中には金網から脱落した粉が堆積していました (写真9)。これを実体顕



写真9：箱の中の粉じん

顕微鏡で観察すると石綿付金網に見られたクリソタイルと同じ微細な繊維が多く観察され、これにも数十％程度のクリソタイルが含有していると考えられます。

視覚的な観察では石綿付金網の石綿部分は非常にもろいことが観察されました。外部の力が全く加わらなければ飛散しないものの、接触、曲げる、落とす、擦る、風が当たるなどのわずかな力が加わることによって容易に損傷を受けてクリソタイル繊維が飛散することが予想されました。

#### 4-1. 飛散実験の概要

実験に使用した石綿付金網は東京労働安全衛生センターが所有している11枚のうち破損の激しい写真1の石綿付金網を除く10枚で、実験に使用する金網はここからランダムに取り出しました。実験は全て密閉できるチャンバー内(0.13m<sup>3</sup>)で実施しました。

##### A. バーナーでの加熱実験

- (1) チャンバー内にバーナー、架台、石綿付金網、300ccの水を入れたフラスコをセットし、バーナーに点火しました。
- (2) このときチャンバー正面右下に吸気口を確保してチャンバーは0.4m<sup>3</sup>/minで稼働させ、つまり空気の流れを右下から左上とな

るようにし、バーナーの熱気をチャンバーで排気するようにしました。石綿付金網から石綿繊維が飛散している場合はチャンバーの空気の流れによって排気されるため、チャンバー吸気口の手前にてサンプラーにより採気しました。

- (3) サンプリングは5L/minで10分間行い50Lとした。サンプリング中はバーナーを点火し続けました。
- (4) 金網を交換して3回繰り返し、3試料を採取しました。1回の終了毎に、チャンバー内を清掃し、その後チャンバーを約10分間稼働させ清浄な状態に戻しました。

(Movie01. MTS 参照)

##### B. 風をあてる実験

- (1) チャンバー内にダンボール箱を置き、その中に石綿付金網1枚を入れました。
- (2) チャンバーは密閉を保ちながら換気は停止し、チャンバーに手を入れてドライヤーを金網に向けて10cmの距離から風速2-3m/secの風を送りました。
- (3) 1分間風を送り、その後14分間放置しました。その15分間チャンバー上部にて5L/minにてサンプラーにより内部の空気を採気し、75Lを採気しました。
- (4) 金網を交換して3回繰り返し、3試料を採取した。1回の終了毎に、チャンバー内を清掃し、その後チャンバーを約10分間稼働させ清浄な状態に戻しました。
- (5) 石綿付金網を5枚にして同様の実験を行いました。

(Movie02. MTS 参照)

##### C. 落下実験

- (1) チャンバー内にダンボール箱を置き、その中に石綿付金網1枚を入れました。
- (2) チャンバーは密閉を保ちながら換気は停止し、チャンバーに手を入れて箱を10cmの

高さから落下させた。これを 10 秒間隔で 10 回繰り返しました。

(3) 落下の開始から 10 分間チャンバー上部にて 5L/min にてサンプラーにより内部の空気を採気し、50L を採気しました。

(4) 金網を交換して 3 回繰り返し、3 試料を採取した。1 回の終了毎に、チャンバー内を清掃し、その後チャンバーを約 10 分間稼働させ清浄な状態に戻しました。

(5) 石綿付金網を 5 枚にして同様の実験を行いました。

(Movie03. MTS 参照)

#### 4-2. 飛散実験の結果

結果を表 1 (8 p) に示します。

通常使用を想定したバーナーの炎をあてる実験ではチャンバー内には平均 28.7f/L の石綿繊維の飛散が観られました。この実験ではドラフトの気流を利用して、バーナーと石綿付金網の風下側で空気を採取していることから、実際の石綿付金網使用時にも風下では同程度の石綿曝露を受ける可能性があると考えられます。

風をあてる実験では 1 枚のとき平均 526f/L、5 枚のとき 1140f/L の石綿繊維の飛散が観られました。また 10cm の高さから落下させる実験では 1 枚のとき 760f/L、5 枚のとき 1940f/L の石綿繊維の飛散が観られました。これら実験はわずかな力により石綿繊維が飛散することを示しています。

また、5 枚を落下させた実験で採取された試料の位相差顕微鏡写真を写真 10 に示します。繊維と粒子が多く、重なっているため繊維の本数を数えることが難しい試料で、濃度を過小評価している可能性があります。

#### 5. 職業曝露の可能性

観察と飛散実験の結果は、石綿金網からは容易に石綿繊維が飛散することを示してい

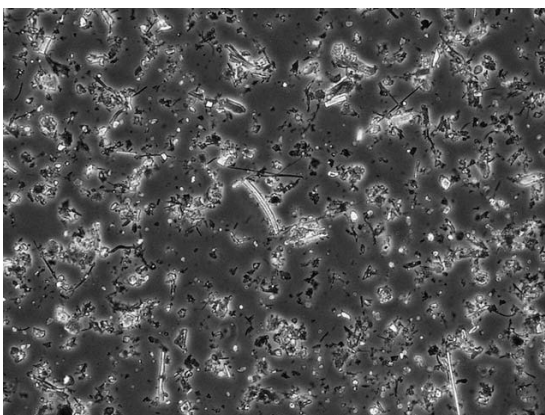


写真10: 空气中的石綿粉じんを捕集したフィルターの位相差顕微鏡画像 (400倍)

ます。少なくとも石綿付金網はスレート板のように石綿繊維がセメントで固定されていて、破碎等がなければほとんど飛散しない非飛散性石綿含有建材と同等と考えるべきではなく、石綿含有吹付け材などに近い、脆く容易に飛散する材料であると思われます。

これらの実験結果から実際の化学実験室での石綿曝露を精確に推定することは難しいと思われます。精確な曝露推定のためには当時の状況が詳細に分からなければならず、また条件も実験室という一定の屋内であり、チャンバー内とは異なります。しかし、片岡明彦氏「石綿付き金網使用状況等に関する S 氏からの聴取内容について」(以下聴取書という)では C 高校での石綿金網の使用状況がある程度解明されており、ここから石綿曝露を量的に推定し、職業曝露といえるかどうか考察しました。

まず石綿金網の状態については聴取書の③「石綿部分がもとのままきれいに固着しているものはほとんどありませんでした。大半は大きな剥離部分があり、劣化していました。」という記述は今回の実験の条件とよく似ており、本人が使用していた石綿金網も劣化しており、脆く石綿粉じんが飛散しやすい状態であったと判断されます。

表 1：石綿金網の飛散実験結果

	吸引量 (L)	採じん面 φ(mm)	観察視野数	観察繊維数	石綿濃度 (f /L)	定量下限値 (f /L)
バーナー使用 1回目	50	22	50	17	36.6	5.7
バーナー使用 2回目	50	22	50	13	28.0	5.7
バーナー使用 3回目	50	22	50	10	21.5	5.7
バーナー使用 平均					28.7	
風 1枚 1回目	75	22	30	243	581	6.3
風 1枚 2回目	75	22	36	229	456	5.3
風 1枚 3回目	75	22	36	271	540	5.3
風 1枚 平均					526	
風 5枚 1回目	75	22	20	399	1430	9.5
風 5枚 2回目	75	22	13	211	1160	14.6
風 5枚 3回目	75	22	20	234	839	9.5
風 5枚 平均					1140	
落下 1枚 1回目	50	22	20	216	1160	14.2
落下 1枚 2回目	50	22	43	212	530	6.6
落下 1枚 3回目	50	22	50	273	587	5.7
落下 1枚 平均					760	
落下 5枚 1回目	50	22	11	227	2220	25.9
落下 5枚 2回目	50	22	14	247	1900	20.3
落下 5枚 3回目	50	22	16	254	1710	17.8
落下 5枚 平均					1940	

また聴取書の④「実験テーブルは生徒用12台、教師用1台で、バーナーが各2台ということで、石綿付金網はバーナー毎に1枚なので、この場合で計24枚を使用します。」とあることから、実験では平均28.7f/Lの石綿濃度を発生させた使用時の石綿付金網が教室全体では24カ所あり、バーナーの近くで

はこの程度の濃度の石綿に曝露していた可能性があります。

また聴取書の④「平たいダンボール箱がふたを開けた状態であって、30枚程度をその中に積み重ねてあり」、「当時は石綿＝危険という意識は全くありませんでしたから、扱いはぞんざいでした。生徒が箱めがけて、



バスケットボールのシュートのように石綿付金網を箱に放り込むこともありましたが、とあることから今回の実験のように箱にいられた状態で軽い衝撃を与えること、風などのわずかが加わることがあり得、それにより石綿粉じんが発生し、その近くでは実験に近い濃度の石綿に曝露していたことが考えられます。チャンバー内は狭いため石綿粉じんがいわば「濃縮」されている状態であるため、実際の石綿濃度は実験よりも低いと仮定して、チャンバー内の濃度の1/10程度の石綿濃度であっても数10?数100f/Lの石綿濃度に曝露していた可能性は十分に考えられます。

実験室の状況は聴取書の⑧に示されているように、実験中は換気扇は使用せず、窓も閉じており、換気が行われず、石綿濃度が下がりにくい状態を作り出していたと推察されます。また石綿繊維はいったん沈降し床面

等に落下しても、容易に再飛散することから清掃作業、特に聴取書の⑥で指摘されているほうきによる掃き掃除では再飛散による石綿曝露も無視はできないと思われます。

石綿取り扱い作業に義務づけられている作業環境測定では、作業場の基準値である管理濃度を150f/Lとしています。化学の実験の石綿付金網を取り扱う一連の作業の中で、一時的かつ局地的にであっても管理濃度程度の濃度があり得るのであれば、それは職業的な石綿曝露と同程度の石綿曝露であったと考えられます。仮に作業環境測定の高い濃度を評価するためのB測定値が225f/Lを超えた場合には、その作業場所は管理が不適切な「第3管理区分」となります。今回の実験では5枚の石綿付金網に1分間微風を風を送る、または10cmの高さから10回落とすという、それほど大きくはない力を加えただけで密閉された空間では数千f/Lの石

この度は、夫の公務災害の再審請求に關しまして、大変ご尽力いただきありがとうございました。

おかげさまで、本日12月5日、口頭意見陳述を終えました。

主に、片岡明彦様より、反論書にそって説明をしていただきました。

内容は、C高校の実験助手だったSさんから聴き取りさせていただきました石綿付き金網の使用状況の説明と、それにそって、東京労働安全衛生センターの外山尚紀先生にご依頼いたしました石綿付き金網の使用による石綿の飛散実験の内容と結果についての説明です。おそらく石綿付き金網については、はじめてこのような実験がなされたと思うのですが、飛散量の多さに驚

くと同時に、この事実をしっかりとして受け止めていただきたいと思います。

このような貴重な実験をしていただき、意見書を提出いただいた外山尚紀先生はじめ、石綿付き金網を提供いただいた方、また貴重な情報をいろいろお寄せくださった方々など、多くの方々のご尽力に、ただただ感謝いたします。

後は、夫の、化学教諭として生徒たちに少しでも化学の面白さを知って欲しいと、実験を重視してきたことが、この結果になったことを認め、公務災害が認定されることを祈るばかりです。

ほんとうに、いろいろありがとうございました。

(Hさんの妻S子さんより)

綿濃度を示しており、聴取書のように30枚の劣化した石綿付金網をぞんざいに扱った場合にはその直近では数百から数千f/Lの石綿濃度が発生していたことは十分にありえ、従って化学実験により石綿付金網を取り扱う作業は作業環境測定を要するレベルの、つまり職業曝露レベルの石綿粉じん曝露する可能性のある作業であると考えられます。

以上から故H氏の少なくともC高校での13年間の化学実験の授業では、職業的な石綿取り扱い作業に相当する石綿曝露があったと見るべきと思われます。

S氏の聴取から、H氏はC高校の13年間には年間100時間程度は石綿付金網を使用する実験に携わっていました。年間100時間程度ということは全体の労働時間にたいする割合は高くありませんが、C高校のみで13年間の曝露歴があり、それ以外の高校でも石綿付金網を取り扱う実験に携わってきたことが考えられることから、中皮腫の公務災害認定の職歴の基準である石綿曝露作業に1年以上従事という条件を満たすものと考えられます。

外山尚紀 経歴（省略）

## 全国一斉メンタル労災・いじめ対策無料電話相談 —労災認定から予防対策まで—

2月24日（金）－25日（土） 午前10時から午後6時  
フリーダイヤル 0120-631202

1月30日、厚生労働省の「いじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」が、報告書を発表しました。報告書では、パワーハラスメントの定義、対策の必要性や取り組み方についてまとめています。その報告書を受けて、「円卓会議」は年度末までに提言を出す予定です。行政としてはあまりに遅い取り組みでしたが、それでも初めてハラスメントの定義をだし、使用者に対策を勧めるものとなり、今後の効果が期待されます。

また、昨年12月26日、精神障害の労災認定について「心理的負荷による精神障害の認定基準」という新しい基準を発表しました。これまで判断の基準があいまいで、すべて専門検討会の判断によっていたのを、基準に時間外労働の目安や極度の心理的負荷の具体的な事例を入れて明確化し、認定の範囲が広がっています。

こういった行政の動きを知らせるとともに、依然多いいじめ・嫌がらせ相談に応じて、2日間の全国一斉ホットラインを開設します。

ぜひまわりの方にもお知らせください。

全国労働安全衛生センター連絡会議 TEL 03-3636-3882 FAX 03-3636-3881  
mail: joshrc@jca.apc.org

## 連載 それぞれのアスベスト禍 その20

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

#### それぞれの事情

この一年間も多くの患者さんと出会った。皆さん、まさに「それぞれのアスベスト禍」を抱えた方ばかりだった。最近出会った女性患者さんのひとりUさんは「父親の代から従業員13名を雇用して鋳物工場を経営しています。私も高等学校を卒業するとすぐに工場を手伝いを始めました。父親の工場で働いていた夫と結婚して、現在は夫が経営を引き継いでいます。息子2人も工場を手伝ってくれています。」と語ってくれた

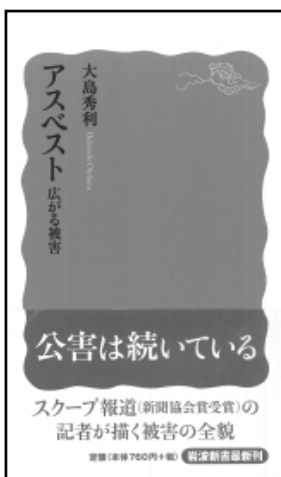
Uさんは50歳。昨年9月頃より咽喉の痛みを感じて近所の医院を受診したがその時は、ただの風邪と診断された。その後も体調不良が続き、11月に地元の市民病院に行くと胸水が溜まっていると判明。12月14日実施された胸腔鏡検査により、胸膜中皮腫と診断された。地元病院では「手術不可」といわれたが、その時の担当医から「山口県に宇部医療センターがあり、そこの岡部先生が中皮腫の手術では経験豊富だから」といって岡部先生の受診を勧めてくれた。Uさんの承諾と共に、すぐさま地元市民病院と岡部先生との間で診療情報などの交換が行われて「手術可能」との判断になった。

入院から12日後の手術に備えて、Uさんが慌ただしく過ごしているその最中に私は彼女を訪問した。地元を遠く離れてひとり入院しているUさんは、屈託のない明るい方だった。何処でアスベストを吸ったのか解らないという彼女だったが、話の中で覚えてきたものが有った。鋳物工場の炉にある釜。釜の蓋をする時には必ず毛布の様な布で覆っていたという。工場内で手伝っていた彼女は、当然その布を扱っていたという。Uさんはそれが何なのか全く解らなかったというが、きっとアスベストの断熱布だ。

いつもならばここまで話が聞けると「労災ですね」となり、手続きの準備に入るのだが今回は違う。Uさんの父親が社長だ。特別加入をしていなかったから労働者性の問題も有るが、それよりも彼女の心を痛めたのは家族に対する複雑な想いだった。高齢の父親には病名は伝えていない。愛する娘の病気が家業のせいだと知ると父親はショックを受けるだろう。更には、現在工場を手伝っている息子2人に対する複雑な気持ちもある。「夫と相談します」というUさん。自分の病気が家族の不安も引き立てる結果になることを懸念していた。私はUさんの姿をみてとても心が痛んだ。

この様なケースはUさんだけではない。堂々と自分の発病原因を周囲に伝えられない被害者は結構多いと思っている。Uさんの様なケースは、中小の工場経営者や建設業の方などに多いだろう。勿論そのために石綿救済法が出来たのだが、本当にこれでもいいのだろうかと疑問を感じる。Uさんも石綿救済法で認定になるだろうが、彼女が

発病した本当の原因を周囲に知らせなくてもいいのだろうか。この様な形でアスベスト曝露の原因が隠れてしまってもいいのだろうか。次々と疑問符が私の頭を回転する。Uさんの手術が無事に終わった。暫くは回復に専念して頂いて、機会があればもう一度じっくりとお話を聞きたいと願っている。



## アスベスト 広がる被害

大島秀利 著

高い断熱性や耐久性から、かつては”奇跡の鉱物”といわれたアスベスト。しかし今、その微細な繊維を吸い込んだことによる健康被害が広がっている。建築物など身近に潜む危険から、被害者の声、取るべき対策まで、アスベスト報道で新聞協会賞を受賞した記者が、取材の経緯も交えながら、その全貌を明らかにする。

- 岩波書店 岩波新書
- 定価 798円 (本体 760円 + 税5%)
- 2011年7月20日



## 明日への伝言

### アスベストショックからノンアスベスト社会へ

未曾有のアスベスト公害「クボタショック」の被害者が「助けてほしい、命と、心と、家族を…」と訴え、「緩慢なる惨劇」に立ち向かう医師・支援団体の取り組みの記録、会報に綴った患者と家族の生きる証の手記。

- 編著 中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会 尼崎支部  
尼崎労働者安全衛生センター
- 発行 アットワークス/2011年6月発行  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/73.html>)
- 体裁 A5判・320頁・ソフトカバー
- 定価 1,890円 (本体1,800円+税)

# 精神障害の認定基準が大改定 時間外労働の基準を示す！

厚生労働省は2011年12月26日づけで、精神障害の労災認定基準を策定した。(厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z3zj.html>)

これまでは1999年9月にだされた通達「心理的負荷による精神障害等に係る業務上の判断指針」(基発第544号)に基づいて判断されてきたが、他の認定基準と異なり、全ての事案の判断を専門医による「専門部会」が決定するなど、基準を元に判断するのは異なった方法であったため「判断指針」としてきた。しかし今回は業務起因性を具体的に示し、専門部会を通さずとも判断できるとしたことによって、「認定基準」と改めたということである。

今回の認定基準の改定の目的として上げられていたのは、認定作業の迅速化だった。調査に時間がかかるのに加えて、全ての事案を専門部会にかけるため、決定までにかかる時間は平均8.6ヶ月だった。新認定基準では専門部会にかけずに決定するなどすることで、6か月程度に短縮することが期待されている。

大きく変わった点を以下に上げてみる。

## 1. 「特別な出来事」をより具体的にし項目が増えた

以前は総合評価に関わらず評価を「強」と

する「特別な出来事」として、3つ上げられていたが、「生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの」と「業務上の傷病によりおおむね6か月を超える期間にわたって療養中の者に発病した精神障害については、病状が急変し極度の苦痛を伴った場合など…」をあわせて、「生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした(業務上の傷病により6ヶ月を超えて療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴った場合を含む)」と改められ、「極度の長時間労働、例えば数週間にわたり生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの長時間労働…」は、「発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の(例えば3週間におおむね120時間以上の)時間外労働を行った(休憩時間は少ないが手待時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く)」と具体的に数字を挙げたものとなった。そして新たに「業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた(故意によるものを除く)」と「強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた」「その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が極度

と認められるもの」を加えた。

セクハラ为例が加わったこと、これまであいまいであった点が具体的になったことは良かったが、160時間という数字を挙げたことによって数字が一人歩きする可能性も懸念される。

## 2. セクシュアルハラスメントを新たな類型としてもうけた

セクシュアルハラスメントについて、今回は専門の分科会が設けられて検討されたこともあり、上で述べたように「特別な出来事」に強姦などが入れられたほか、類型が新たに設けられ、繰り返しあった場合などが「強」になるなど細かく具体例が上げられた。

これまでセクハラは強度「Ⅱ」とされていただけで、程度の判断に非常にばらつきがあった、または、軽く見られる傾向が感じられてきたが、その点も改善されるのではないだろうか。

## 3. 出来事を具体例で判断

出来事の判断について具体例が示され、それに合致すればその通りに負荷評価を判断するので、迅速に決定されることになる。具体例が細かく記されており判断の目安になると考えられるが、合致しない場合もまた多数であることにはなるだろう。その場合は総合判断の視点や共通事項によりさらに細かく見て判断することになる。

## 4. 出来事に具体的な時間外労働の時間を示した

「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」を心理的負荷「中」とし、それ以上の2ヶ月で平均月に120時間以上、3ヶ月で月平均100時間などと「強」になる具体例を示した。

また、恒常的な長時間労働を「月100時間程度の時間外労働」とし、①「中」の出来事に恒常的な長時間労働がある、②「中」の出来事の前に恒常的な長時間労働がある、③「弱」の出来事の前と後にそれぞれ恒常的な長時間労働がある場合を総合評価「強」とするとした。

この数字に合致すれば、長時間労働があるケースでは救われる事案が増えるかもしれない。

## 5. 出来事が複数ある場合の評価を決めた

「中」の出来事が複数ある場合、「強」または「中」になると明記され、これまで「中」がいくつあっても「中」で、加算されて「強」とはならなかったため、格段の進歩と言える。この部分でも以前よりは救われるケースが出る可能性がある。

## 6. すでに発病して治療中の業務による悪化の取扱い

すでに業務または業務以外の出来事で発病し治療中の労働者の精神障害が悪化した場合について、「特別な出来事」があれば、悪化した部分について業務上とするということが新たに設けられた。すでに発症している場合も対象とするということは画期的ではあるが、「特別な出来事」に限ったため、これで救われるケースは非常に少ないと思われる。

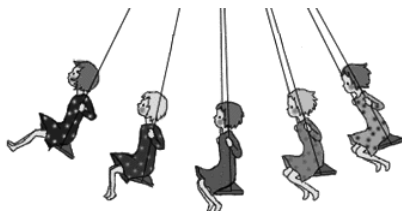
そのほかには、負荷の評価を考える観点の「同種の労働者」を「職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者をいう」と具体的に明記したこと、また発病の判断で、強い心理的負荷と認められる出来事

の前と後の両方に発病の兆候と理解し得る言動がある場合は出来事の後に発病したものと取り扱うとしたことも、これまで発病時期を最も早いところで決められてその後に出た負荷の強い出来事を対象としてもらえなかったケースが多々あり、この改定で救われる可能性がある。

さて、判断指針が作られて以来の大改定で、不十分な点もあるが、良くなったと思われる点もあるので、とりあえず、今回の認定基準をうまく活用してみようと思う。

そのうえで、今後も基準が良くなるように、厚生労働省に働きかけを行っていくつもりである。

## ゆったり働くための 連続学習会



◆ゆったり働こうキャンペーン実施中  
<http://d.hatena.ne.jp/yokito5656/>

### 「いじめ・メンタルヘルス相談ワークショップ —ユニオンの経験から—

- 基調報告： 千葉 茂さん  
(いじめメンタルヘルス労働者支援センター)
- パネリスト： 武庫川ユニオン ひょうごユニオン  
なにわユニオン

○2月18日(土) 13:30～ 尼崎労働福祉会館 2F 大会議室  
(阪神「尼崎」駅から徒歩10分 <http://roukan.npos.biz/access.html>)

参加費 1000円

主催いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター  
全国労働安全衛生センター連絡会議

問合せ： 関西労働者安全センター 田島 06-6943-4527 [koshc2000@yahoo.co.jp](mailto:koshc2000@yahoo.co.jp)

【講演会】2012年2月21日(火) 18:30～ JR大阪駅前

## 学校・職場のいじめをなくそう！ ～オーストラリアの実践から学ぶ～

- 日時 : 2012年2月21日(火) 18:30～20:30  
■会場 : 大学コンソーシアム E教室 (大阪駅前第2ビル4階)  
■講師 : エヴリン・フィールドさん \*日本語通訳あり  
(オーストラリアの臨床心理学者、『Bully Blocking at Work』著者)  
■参加費 : 500円 \*当日会場でお支払いください。

オーストラリアはハラスメント(セクシュアル・ハラスメントおよび職場や大学でのハラスメント)に対する防止対応策に先進的に取り組んでいる国です。

エヴリン・フィールドさんは、オーストラリアで臨床心理学者として学校や職場いじめの相談・被害者支援、管理職に対する研修を実施し、職場いじめに関する国際会議においては、毎回ワークショップの主宰や発表をしておられます。

2010年に著した『Bully Blocking at Work』では、ハラスメント被害に悩む人の自己救済、管理監督者や指導者に対するハラスメント防止と発生した場合の対応方法、加害者の特徴など、ハラスメント問題に対応するための必要な知識が網羅されています。

学校や職場のハラスメント防止や対応に取り組んでおられる皆様、ぜひご参加ください。



- 主催 : <sup>すこら</sup>じんけんSCHOLA (市民のための人権大学院 運営協議会)  
■共催 : 特定非営利活動法人 アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク  
なかもユニオン大阪府・市教職員支部、大阪私立学校人権教育研究会、  
いじめメンタルヘルス労働者支援センター  
■お申込み : じんけん SCHOLA にメールをお送りください。  
・メール [jinken.schola@gmail.com](mailto:jinken.schola@gmail.com)  
・ファックス 06-6854-2930  
\*お名前、所属、連絡先(メールアドレスまたは携帯電話番号)をご記入ください。

じんけん SCHOLA (市民のための人権大学院 運営協議会)  
〒530-0044 大阪市北区東天満 2-9-4 千代田ビル東館 507  
アカデミック NPO 事務局 (NAAH) 内

<http://j-schola.net/>



## 韓国からのニュース

### ■死んでいく下請け労働者、対策なき政府 ／「元請けは連帯責任取れ」

労働者5人の命を奪った仁川国際空港鉄道の桂陽駅惨事が発生して1ヶ月にもならない先月30日。蔚山の船舶製造業者・セジン重工業で、下請け労働者4人が死亡する事故が発生した。現在、正確な事故原因は明らかにされていないが、桂陽駅の惨事と事故の構造的な原因が似ていると推定される。

蔚山警察署によれば、この日の事故は船舶の中の密閉空間で、電気切断に続いてグラインダーで鉄板を削る作業をしていて、残留ガスに火花が散って爆発したと推定されている。雇用労働部・釜山地方雇用労働庁は、真相調査のため13日にセジン重工業への特別監督を実施する予定だ。

遺族の一部は元請・セジン重工業の謝罪を要求し、事故から8日が過ぎるが葬儀を先送りしている。民主労総蔚山本部と金属労組蔚山支部は、遺族と一緒に『セジン重工業下請け労働者死亡事故対策委員会』を設置して共同対応を始めた。対策委は「産業安全保健法によれば、同じ場所で元・下請けが作業する場合、労災予防の義務は元請けにある」。「セジン重工業の中で30余の下請け業者が混在した状態で作業をしており、安全措置と業務指示を元請けがする以上、セジン重工業が責任を負わなければならない」と要求した。対策委によれば、△死亡した労働者は、元請けが要求した工期に合わせるために強制的に作業に投入され、△元請けが管理する混在作業の時に事故が発生し、△元請けが点検しなければならぬ残留ガスの点検、酸素濃度測定などの最小限の安全措置すらされていなかったことが分かった。セジン重工業は死亡した労働者と直接

的な雇用契約を結んではいないが、作業工程を決めて作業工程に対する場所的・物理的な統制権を行使していた。対策委がセジン重工業に責任を問う理由だ。

### イーマート、韓電、鉄道で、下請け労働者の死が続く

問題はこのような死が繰り返されていることだ。昨年7月、高陽市のイーマート・タニョン店は、地下室の冷凍機で異常音が発生するとすぐに冷凍機設置会社のトレインコリアに修理を要請した。トレインコリアは次にオリュニ・エンジという零細な冷凍機修理業者に下請けした。オリュニ・エンジの社長はアルバイトの大学生3人と一緒にイーマートを訪問し、これらは修理の途中に漏れ出した冷媒ガスによって全員窒息死した。これらはいつものは別の事業場で働いていた。この日初めて訪問したタニョン店の地下室の作業環境について、正確な情報を聞くこともなかった。

しかし警察は「調査の結果、作業環境の管理責任はトレインコリアにある」として、安全管理者を業務上過失致死の疑惑で送検した。下請け業者のオリュニ・エンジにも業務上過失致死が適用されたが、事業主と一緒に亡くなっており、公訴権がないという結論を出した。

電気員労働者は、韓国電力が生産した電気を供給する重要な役割を担当している。これらは韓電が用意した協力会社業務処理基準と配電安全規則遵守指針に従って仕事をやる。しかし地位は零細な電気工事業者の常用職か日雇いだ。零細企業には安全措置をとる余力がない。

建設労組によれば、昨年配電の現場で18人の電気員労働者が事故で命を失った。韓

電が予算節減のために、安全性が検証されていない新工法などを導入し、電気員労働者の不安が高まっている。しかし、公企業である韓電は、電気員労働者の作業工程に関与する使用者の役割をしながら、発注者という名目で安全に対して何の責任も負おうとしていない。

鉄道公社とイーマート、セジン重工業の事例を見ると、共通点が目につく。これら企業は安全管理ができる能力と資本を備えているのに、契約上の『甲』の立場に安住し、安全に対する責任を零細下請け業者に押し付けている。下請け労働者の死が、構造的に繰り返されざるを得ない背景だ。

### 『粗末な法の網』くぐる大企業

労働者の健康権を保護しなければならない政府は、事実上、手を拱いている。産業安全保健法によれば、勤労基準法上の事業主でない元請け事業主も、該当事業場の安全保健に対しては責任ある措置を取らなければならない。しかし建設業・船舶・ポート建造業などの1・2次産業だけに制限的に適用され、サービス業などの3次産業の現場で発生する事故には対応できていない。

反面、下請け労働者に対する請負事業の注意義務条項が不備な韓国と違い、先進国では請負者(発注処・元請け)と需給者(下請け)の関係で、請負事業主に対する義務が明確に規定されている。安全保健公団・産業安全保健研究院は、2007年に実施した『有害・危険作業に対する下請け業者の勤労者保護強化方案』報告書で、「下請けに関する海外の法規の現況を分析した結果、多くの国では元・下請け間の契約段階で責任の所在を明確にしている」。「場所に対する総括的な責任は、事故が起こる有害環境の原因を提供したところが負っている」とした。研究院は「請負業者に強い義務を負担させ、責任をさらに強化する傾向」で、「国内でも有害・危

険作業の無分別な下請けを防止し、脆弱な下請け業者の労働者の安全保健条件の補完のために、制度を改善しなければならない」とした。

### 先進国「発注処・元請けの安全義務責任」を規定

最近下請け労働者の死が続き、国内でも元請け事業主が労災に連帯責任を負うように立法化しなければならないという声が高まっている。派遣契約の事例ではあるが、元請け事業主が作業中に発生した労災について、共同で責任を負わなければならないとした判例もある。

産業安全保健法の処罰条項も強化しなければならない。産業安全保健法によれば、事業主の安全・保健措置義務違反によって労働者が死亡した場合、事業主は最高7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処される。

果たしてそのような処罰を受けたことがあるだろうか。現実にはない。労働健康連帯が最近、元・下請け構造の下で発生した下請け労働者の死亡事故に関する判例などを分析した結果、法違反に対する処分は約300万ウォン以下の罰金に終わっていると調査された。チョン労働健康連帯政策委員(公認労務士)は「裁判を請求しても無罪になる比率が可成り高く、現実には罰金が一人の命の値段の100分の1という公式は壊れていない」とし、「集示法違反などでも、罰金が数百万ウォンが科されるのと比較すると、産安法違反がどの程度の処罰なのかが分かる」と批判した。

### 申告さえされない労災隠蔽も『深刻』

重大災害はそれなりに申告されるが、軽微な労災は申告さえされない。仕事が減ることを心配して、多くの下請け企業が公傷で処理し、労働者の方も不利益を憂慮して申告を敬遠するためだ。



無分別な外注化と元請けの無責任な態度、裁判所の軽い処罰が下請け労働者を死に追いやるという意味では、社会的殺人と同じだ。チョン民主労総・労働安全保健委員長は「労災は事前に防げる事故なのに、政府は同じ事故が繰り返されても対策準備は後回しにし、軽い処罰と規制緩和で死をほう助している」。「構造的な死が繰り返されないよう、労災に元請けの責任を問うための立法闘争を始める予定」と話した。2012年1月9日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

### ■派遣労働者の業務中事故、派遣業者も賠償しなければ

派遣労働者が使用者の過失で業務中に事故に遭った場合、派遣先事業主はもちろん、労働者を派遣した派遣業者も損害賠償をしなければならないという裁判所の判決が出た。派遣業者に派遣労働者を管理・監督する義務はないが、労働者の安全管理に派遣業者も連帯責任をとらなければならないということだ。

イ・某氏(44)は2006年8月、自動車改造業者のT社に派遣された。イ氏は重量の重い車体などを運ぶ仕事をした。装備技術者など熟練した技術を持つ労働者がする仕事だった。イ氏は工場に派遣される前までは防水工として仕事をしただけで、同じような作業をしたことはなかった。T社はそれを知りながら、イ氏に作業についての安全教育をしたり実習をさせないまま、派遣された初日から作業に投入した。

イ氏は仕事を始めた二日目に、作業中に右手親指を機械に挟まれて一部切断する事故に遭った。これについてT社の事業主と派遣業者を相手に損害賠償訴訟を提起した。

一審裁判所はイ氏の主張を受け容れて原告一部勝訴判決を行った。派遣業者はこれ

に従わず控訴した。これに対し水原地裁は再びイ氏の手を挙げた。裁判所はイ氏が派遣業者を相手にした損害賠償請求訴訟の控訴審で「会社はイ氏に実収入(仕事をすることができずに発生した損害額)と慰謝料を支給せよ」と、原告一部勝訴判決を出した。ただし事故予防についてはイ氏にも責任があるとして、会社の責任を70%に制限した。

裁判所は「派遣事業の性格上、派遣事業主が作業現場で、直接的に労働者を管理・監督する地位にあるとみることはできない」とした。しかし「派遣勤労者保護などに関する法律と勤労基準法、産業安全保健法などを総合すれば、労災事故に関して派遣業者自身に直接的な過失がある場合はもちろん、派遣業者自身に直接的な過失がない場合でも、派遣労働者を使う派遣先事業主などに過失があれば、派遣業者も労災事故による損害賠償の責任を負わなければならない」と判示した。

裁判所は続けて「T社は事前教育や実習を経ないまま派遣当日から作業に投入し、出勤して二日目に本件事故を発生させた過失があり、派遣業者もまたイ氏にさせる作業の内容を事前に把握して、安全教育を要求するなど事故の発生を防止する義務があるにも拘わらず、これを怠って事故を発生させた過失がある」とし、「労働者を供給した派遣業者も派遣先事業主と連帯して、イ氏が蒙った損害を賠償する義務がある」とした。

今回の判決に関して水原地裁の公報判事は「今回の判決は使用主はもちろん、派遣業者も派遣勤労者の作業内容をあらかじめ把握し、使用主に安全教育を要求するなど事故を防止する義務があり、これを怠って事故が発生した場合、共同責任があると判断したもので、「今後派遣業者の労働者管理に影響を与えるだろう」と期待を話した。

2012年1月9日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

### ■10年前にベンゼンを扱った労働者の白血病も業務上／職業性癌の範囲拡大するか

93年に錦湖タイヤ・コクソン工場に入社したチョン・某(43)氏は、タイヤの原料を金型器に入れて蒸す加硫工程で10余年間働いた。チョン氏は昨年3月、病院で『骨髄形成異常症候群』と診断された。この病気は白血病の前段階だ。貧血や血小板の減少を伴い、造血機能が正常に作動しない症状を示す。

チョン氏はタイヤ工場で数千・数百種の有害物質を使ったことが病気の原因ではないかと疑問を感じた。加硫工場では硫黄や他の化学薬品を利用してタイヤを作るが、98年後半までは、石油系統のベンゼンを使った。ベンゼンの有害性が社会的な問題になるとすぐに会社は『シクロヘキサン』を代替物質として使っている。

勤労福祉公団は12日、「チョン氏の病気は業務と関連がある」として業務上災害の判定を出した。現在の業務上疾病認定基準は、有害放射線やベンゼンに曝露する業務を行う労働者に、骨髄形成異常症候群が発病すれば業務上疾病と認定しているが、過去の曝露経歴に関する基準はない。公団は「チョン氏が10余年間加硫工場で仕事をして、ベンゼンが含まれたゴム有機溶剤に曝露した経歴があり、病気の潜伏期間が10年ほどである点を勘案すれば、業務との関連性が高いと判断した」と明らかにした。

公団の今回の判定は、ベンゼンのような有害物質は使わないが、過去に曝露した経歴によって業務関連性を認めたという点で意味がある。金属労組・錦湖タイヤ支会は「タイヤの事業場で発生した有害物質が、結局職業性癌に繋がるという事実を公団が認めた事例」で、「チョン氏の他にも5人が職

業性癌で労災申請を出している」と明らかにした。2012年1月13日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

### ■感染の危険に無防備な『看病・清掃労働者』が人権委に陳情／エイズ患者の注射針が刺さっても応急治療で差別、自費治療

看病労働者のイ・某氏は、昨年10月にソウル大病院でエイズ患者を看病している間に点滴の側にあった注射針が刺さった。イ氏は治療のために応急室に行ったが「応急治療は正規時間以後でないとできない」、「安全保健管理室に行け」と言われた。しかし、安全保健管理室はイ氏がソウル大病院の職員ではないという理由で治療をしなかった。イ氏は治療費と薬代・検査費など60万ウォンもの費用を全額本人で負担した。

最近ソウル大病院で働く清掃・看病労働者が、次々エイズ患者の注射針に刺される事故に遭い、これに対して病院が感染予防措置をせず、産業災害補償保険を適用しないのは差別行為という内容の陳情が国家人権委員会に提起された。

公共輸送労組・連盟は17日「病院で働く清掃労働者と看病労働者、患者の健康権が侵害されたり差別を受けないように、人権委が雇用労働部と保健福祉部に政策勧告をし、ソウル大病院に是正勧告と侵害救済をしなければならぬ」と陳情した。

労組は「看病・清掃労働者が注射針に刺さる事故は、病院側の廃棄物管理法違反によって発生した」とし、「感染予防安全管理が粗雑だ」と主張した。また、病院が清掃・看病労働者に感染性疾患の予防接種をしないのは差別行為だとも主張した。

清掃・看病労働者は産業安全保健法と労災保険法の法律適用制限があって、健康権を正しく保証されていない。産業安全保健法には、請負事業に安全・保健措置規定はあ

るが、病院などの医療機関は『大統領令に定める事業』に該当せず、請負人の安全措置義務が認められていない。また看病労働者は労働者性を認められておらず、元々労災保険が適用されない。

イ労組政策局長は「労働部は下請け・外注労働者と、看病労働者といった特殊雇用労働者の健康権を保護できず、福祉部は感染の拡大を防止する義務を放棄し、労働者と患者の健康権を侵害している」。「人権委は労働部と福祉部に法律を整備するように勧告しなければならない」と話した。2012年1月18日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

#### ■造船所の非破壊検査の下請け労働者、放射線に無防備で曝露

12月30日、自然状態の40倍を越える量の放射線曝露の事実が確認された釜山のノクサン公団に対して、雇用労働部・釜山北部支庁が一足遅れて点検を始める。

19日、労働部によれば釜山北部支庁は30日から来月10日まで、ノクサン公団内の放射線使用者20ヶ所に、産業安全保健法の遵守について一斉監督を実施する。支庁は昨年年末に放射線曝露事故を起こした非破壊検査業者T工業と、周辺事業場の労働者に健康診断を実施し、結果によっては原子力安全委員会と原子力安全技術院などと協力する方針だと説明した。

1500業者3万人の労働者が密集しているノクサン公団は、35%以上が造船機資材の企業だ。民主労総釜山本部は「ノクサン公団では日常的に放射線非破壊検査が行われているが、一度もその実態や被曝規模が把握されたことはない」と指摘した。非破壊検査は対象物を分解したり傷つけず、放射線や超音波などを利用して損傷の有無を検査する業務をいう。

造船業や建設プラントの現場で主に行われるが、元・下請け構造の中で放射線被曝に対する安全教育がキチンと行われていないとされている。実際に現代重工業の非破壊検査の下請け業者であるKNDT&Iは、2年間で、20人の労働者の内4人の労働者が白血病や骨髄異形成症候群などの血液異常症状を示して問題になった。この内1人は昨年9月、白血病ですでに亡くなり、2人は原子力医学院で特殊治療を受けていると分かった。放射線検査は非常に危険な作業で、原子力安全法と産業安全保健法によって、月に2時間以上の特別安全教育を実施しなければならない。この業者は安全教育どころか、労働者に放射線被曝に備えた保護具さえ支給していないことが分かり、教育科学技術部から6ヶ月の営業停止措置も受けていた。

ヒョン蔚山労災追放運動連合事務局長は「非破壊検査専門企業の大部分が零細な下請け業者」で、「一定の被曝量に達すれば仕事を休まなければならないが、大部分は放射線遮蔽施設の設置がほとんど不可能な所で、何の保護具もなく、引き続き作業を続けている」と心配した。2012年1月20日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■韓国タイヤ『死のルツボ』終わらず／2008年労働部特別勤労監督後も20人が死亡／有機溶剤による『汎血球減少症』で労災2人  
国内1位のタイヤメーカー、韓国タイヤで『死のルツボ』が続いていることが確認された。

29日『毎日労働ニュース』が韓国タイヤの在職者と解雇者、現在の闘病中の労働者とその家族、死亡労働者の遺族の証言と合わせて、韓国タイヤの労災申請の最近のデータを総合的に分析した結果、雇用労働部が特別勤労監督を行った2008年5月以後、少なくとも20人の労働者が癌や心血管系疾

患・肺疾患・突然死・自殺・事故性災害などで亡くなった。2006～2007年に15人の労働者が集団死亡した後も、死の行列が続いている。『毎日労働ニュース』がこの日、ホン・ヒドク統合進歩党議員室を通じて入手した、2008年6月1日から昨年5月1日までの韓国タイヤの労災申請現況資料によると、246件の労災申請が提起され、221件の労災が承認された。挟まり・巻かれ・裂傷・火傷といった事故性災害や、身体の特定位を繰り返し使うことによる製造業種の特性が反映された筋骨格系疾患が労災と認定されたケースが多かった。

有害物質による疾病が労災と認定されたケースも2件あった。資料によれば、再生不良性貧血を病んでいた韓国タイヤ大田工場の労働者コン・某氏は、2010年に公団から労災を認められて闘病していたが昨年3月に死亡した。再生不良性貧血は白血病と共に『汎血球減少症』に分類される。赤血球と正常白血球・血小板などが減り、疲れて息が切れ、貧血を伴う。風邪にしばしば罹り、肺炎にも繋がる。少しの怪我でも血液が多量に出る。再生不良性貧血を誘発する代表的な化学物質はベンゼンとトルエンだ。

白血病が労災と認定されて闘病中の労働者もいる。白血病を病んでいる韓国タイヤ錦山工場の労働者クォン・某氏は、昨年6月に公団から労災を認められて現在治療を受けている。クォン氏は『ハンソル』と呼ばれるベンゼンが含まれた有機溶剤を使って、不良タイヤを解体する作業をしていた。今は合併症で視力が急激に低下し、物を見分けるのが難しく、挙動が困難な程に健康状態は深刻だ。

それでも労働部は基本的な実態さえ把握できていない。労働部大田雇用労働庁の関係者は「2008年の特別勤労監督以後に死亡者はなく、同期間の韓国タイヤ大田工場の

労災承認件数は22件」というとんでもない回答をした。

会社の関係者は「労働部の特別勤労監督以後、現在までに約500億ウォンを投資してグローバル企業に見合う作業環境を作るために努力している」と話した。韓国タイヤ労組の関係者は「労組が確認できた事実はない」と話した。

疑わしいのは、2006～2007年に家族の死を看取った遺族さえ口を閉じているということだ。その背景に会社と遺族が締結した『合意書』があるということが確認された。第三者から入手した合意書を見ると、会社側は遺族に慰労金を支給する条件として、△会社に民事・刑事上の異議申し出の禁止、△特定政党や市民対策委・韓国タイヤ社員との連帯活動の禁止、△遺族対策委レベルの集会・デモ・ピケティングの禁止、△メディアとの接触とインタビュー禁止を要求した。これに反した場合、遺族は会社から受けた慰労金を直ちに返還しなければならないという条件だ。合意書に署名した遺族たちは、今でもメディアへの露出を極度に敬遠している。

一方、今月12日、韓国タイヤの労働者集団死亡事件に関する第二審裁判所(大田地方裁判所第3刑事部)は1審判決をひっくり返して、法人韓国タイヤに無罪を宣告した。大田工場と錦山工場の安全管理責任者に対しても減刑を宣告した。李明博大統領の姻族の企業家である韓国タイヤを相手に、遺族たちが永い歲月沈黙を強要されるほかはなかった理由だ。2012年1月30日 毎日労働ニュース ク・ウネ、ヤン・ウラム記者

(翻訳：中村 猛)

# 1月の新聞記事から

1/9 福島第1原発で作業中に心肺停止となり病院に運ばれた協力企業社員の60代男性が死亡した。死因は急性心筋梗塞で、被ばくとの因果関係はないとしている。男性は昨年5月から同原発で作業し、累積被ばく線量は約6msv、内部被ばく線量は計0.01msvだった。同原発で亡くなった作業員は4人目。

1/13 アスベストで健康被害を受けた神奈川県内の建設作業員と遺族計87人が国と建材メーカー44社に総額28億8750万円の損害賠償を求めた訴訟が横浜地裁で結審した。判決は5月25日。国と建材メーカーの責任を問う「建設アスベスト訴訟」6地裁のうち、判決期日が決まったのは初めて。原告は建設現場などで働いていた大工や配管工らで、75人の患者のうち44人は既に死亡。主な争点は、国はアスベストの危険性をどの時点で認識したか▽国は建設作業員の生命・健康を守るため講じるべき規制を怠ったかなど。

1/17 内閣府原子力災害対策本部などは、福島県の中学校敷地で除染をしていた男性作業員が倒れ死亡したと発表。男性は表土の除去作業に従事。男性は昨年12月20日から除染作業に参加。累積被ばく放射線量は、前日までで0.102msvだった。死亡に放射線との因果関係はないとみている。国の除染作業中の死亡は昨年12月に続いて2人目。

1/19 東京電力は福島第1原発で原子炉の状況を監視する国の装置の非常用電源が4カ月間外れ、昨年3月の同原発の事故まで放置されていたと発表。事故後2時間ほど原発の状況を示すデータが送信できていなかった。事故の初期対応や放射性物質の拡散予測に影響した恐れがある。「メディアコンバーター」(MC)という装置で、原発の状況を監視する国の「緊急時対策支援システム」(ERSS)にデータを送る。そのデータは、緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI)に送信、放射性物質の拡散予測に使われる。東電によると、事故前の10年11月、設備更新工事で、MCを非常用電源につなごうとしたが、ケーブルが短かったため接続できず、その後もそのままになったという。結果、ERSSは震災で原発の外部電源が喪失した11年3月11日午後2時47分ごろ、データ送信が止まった。通信網は余震で同日午後4時43分ごろにダウンしており、非常用電源が外れていなければその間はデータ送信ができた可能性が高いという。

1/25 時事通信社政治部記者だった森田一樹さん(36)が糖尿病の急激に悪化し急性心不全で死亡したのは過労のためとして、父親が国に労災認定を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は1審東京地裁判決を支持し控訴を棄却した。判決は1審判決と同様、森田さんが97年に死去する半年前の時間外労働が月134時間だったことなどから「過重な負荷がある仕事だった」と認め、ストレスが糖尿病の急激な悪化にどう影響するのかが医学的知見が定まっていない」として死亡との因果関係を否定した。

アスベストを扱っていたパイプ製造会社「富士化工」で働き、胸膜中皮腫で死亡した元従業員女性の遺族が、約5200万円の損害賠償を求め静岡地裁富士支部に提訴した。女性の三女も42歳で胸膜中皮腫で死亡し、遺族は家族暴露で発症し

たとして、同社に約9200万円を求め静岡地裁で係争中。母娘の死に対する企業責任が、同時にそれぞれの裁判所で審理されることになった。訴状によると、女性は72年に入社し、88年までアスベスト粉じんが飛散する工場内でパイプ製造作業などに従事。退職後の10年3月に悪性胸膜中皮腫と診断され死亡した。女性は労災認定されている。

1/27 上司の行為を社内コンプライアンス窓口に通報したところ、閑職に配置転換させられたなどとして提訴した「オリンパス」社員、浜田正晴さん(51)が09年3月に行った人権救済申し立てについて、東京弁護士会は「不当な配転命令やパワーハラスメントがあった」などと、同社側には正を求める警告文書を手渡した。弁護士会が申し立てを受けて企業に警告を出すのは異例。浜田さんは「上司が取引先から不正な社員引き抜きをしようとしている」と窓口に通報した結果営業職から配置転換され、達成できないような業務目標の設定や著しく低い人事評価をされたと訴えた。訴訟では東京高裁が昨年8月、「配転は業務上の必要性と無関係」と判断し、浜田さん側勝訴の判決を言い渡したが、同社側は上告している。

建材に含まれるアスベストについて、国際的な検出方法を審議している国際標準化機構(ISO)が、日本工業規格(JIS)による検出方法は欠陥があると指摘し、石綿の有無を見分ける方法として採用しない方針であることがISO関係者への取材で分かった。経済産業省は国際基準に合わせるのが望ましいとしており、見直しも検討する方針。JISが採用している石綿の検出方法は「エックス線回折法」など。昨年9月にあったISOのワーキンググループ(WG)の議事録などによると、鉱物の特徴で判定するエックス線回折法について「アスベスト様態かどうか特定できない」と指摘し、不適格と結論付けた。

1/31 厚生労働省の職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキンググループは報告書をまとめ、円卓会議は3月をめどにパワハラ予防、解決に向けた提言を取りまとめる方針。報告書はパワハラを、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に「業務上の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為」と定義。人間関係や専門知識などで優位な立場の同僚、部下から受ける嫌がらせなどもパワハラとする一方、指示や注意、指導を不満に感じた場合でも、業務上の適正な範囲で行われている場合は該当しないとした。

高速増殖原型炉「もんじゅ」のナトリウム漏れ事故(95年)を巡り、内部調査を担当して自殺した動力炉・核燃料開発事業団の総務部次長だった西村成生さん(49)の遺族が、機構に損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷は遺族側の上告を棄却し、遺族側敗訴の1、2審が確定した。1、2審判決によると、動燃は事故翌日に現場をビデオで撮影したが公表しなかった。西村さんは翌月の記者会見で、ビデオの存在を内部調査チームが把握した時期について事実と異なる日付を回答し、翌日に宿泊先で自殺した。遺族側は「幹部から記者会見で虚偽の発表を強いられたのが自殺の原因」と主張したが、1、2審ともに「虚偽発表の指示はなかった」と認定した。